

障害者虐待の例

～ こんな行為が虐待にあたります！ ～

①身体的虐待



暴力等により、身体に傷やあざ、痛みを与える行為。

また、身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。

例えば…

殴る、蹴る、つねる、縛りつける、不要な薬を飲ませる など

②性的虐待



本人が同意していない性的な行為やその強要をすること。

例えば…

性交、性器への接触、裸にする、キスをする、わいせつな話をする、映像を見せる など

③心理的虐待



脅したり、侮辱する言葉や態度、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。

例えば…

怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、子ども扱いする、意図的に無視する など

④放棄・放任（ネグレクト）



食事や排せつ、入浴、洗濯など身の世の世話や介助をせず、身体・精神状態を衰弱させること。

例えば…

食事や水分を十分に与えない、入浴させない、必要な医療や福祉サービスを受けさせない など

⑤経済的虐待



本人の同意なしに、財産や年金、賞金を使うこと。また、理由なく金銭を与えないこと。

例えば…

年金や賞金を渡さない、勝手に財産や預貯金を処分する、必要な金銭を与えない など

各市町村の障害者虐待相談窓口 (市町村障害者虐待防止センター)



県内のすべての市町村において、
24 時間 365 日対応となっています

市町村	担当課	日 中	夜間・休日
富山市	障害福祉課	076-443-2004	076-443-2004
高岡市	社会福祉課	0766-20-1369	0766-20-1482
魚津市	社会福祉課	0765-23-1005	0765-23-1010
氷見市	福祉介護課	0766-74-8113	0766-74-8100
滑川市	福祉課	076-475-1377	076-475-2111
黒部市	福祉課	0765-54-2111	0765-54-2111
砺波市	社会福祉課	0763-33-1317	0763-33-1111
小矢部市	社会福祉課	0766-67-8601	0766-67-1760
南砺市	福祉課	0763-23-2009	0763-23-2009
射水市	社会福祉課	0766-51-6626	0766-51-6600
舟橋村	生活環境課	076-464-1121	076-464-1121
上市町	福祉課	076-473-9107	076-473-2811
立山町	健康福祉課	076-462-9957	076-462-9088
入善町	保険福祉課	0765-72-1100 (内線 141)	0765-72-1100
朝日町	健康課	0765-83-1100 (内線 143)	0765-83-1100

富山県障害者権利擁護センター

TEL 076-444-3959 [平日 8:30～17:00]
TEL 080-8695-3726 [平日 17:00～翌朝 8:30、土日・
祝日、年末年始(12/29～1/3)]
FAX 076-444-3494
E-mail ml-shogaikenri@pref.toyama.lg.jp
〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
(富山県厚生部障害福祉課内)

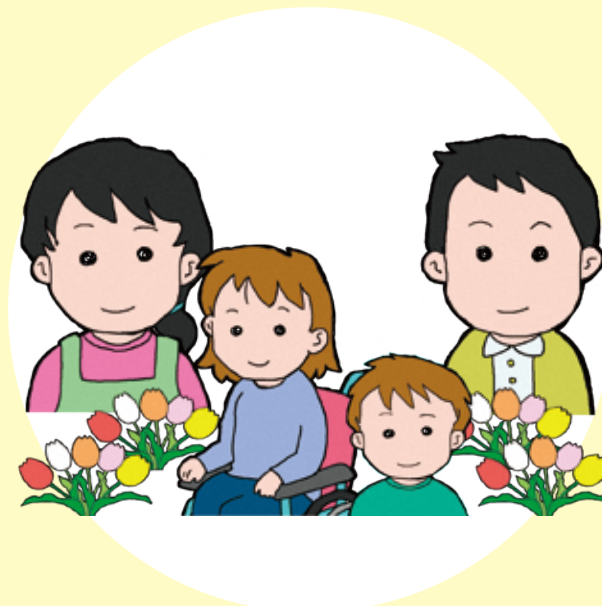
発行：富山県厚生部障害福祉課
〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
TEL 076-444-3211 FAX 076-444-3494
2021年2月発行
2024年2月改訂
※このリーフレットは、障害者就労施設で印刷しました。

障害者の尊厳と権利を守る

障害者虐待の防止

「障害者虐待防止法」は、障害者への虐待を禁止するとともに、その予防や早期発見のための取組みなどを定めています。

障害の有無にかかわらず安心して暮らせる社会にするためには、私たち一人ひとりの理解や意識向上が大切です。



早期発見・早期対応

障害者虐待はどこでも起きる可能性があります。

しかし、虐待する側や周囲の人がその行為を虐待と気付かなかつたり、障害者自身が何をされているのかわからず、自分の思いを十分伝えきれないまま傷ついている場合があります。

虐待を防ぐためには、一人ひとりが障害者および障害者虐待のことを理解し、小さな兆候を見逃さずに早期に発見することや、早めに対応することが大切です。

対象となる障害者

障害者虐待防止法では、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁によって、日常生活や社会生活に制限を受ける人」が対象となっています。障害者手帳を取得していない方も対象となります。

障害者虐待の種類

養護者による虐待

身の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている家族、親族、同居人等による虐待



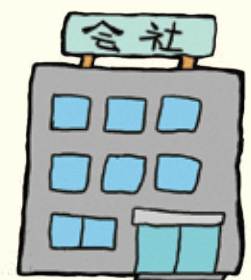
障害者福祉施設従事者等による虐待

障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所で働く職員による虐待



使用者による虐待

障害者を雇用する事業主等による虐待



障害者虐待が疑われるサイン

虐待している人にその自覚がなかったり、虐待されていても障害者自らがSOSを訴えられなかったりする場合があります。
これらのサインや、類似のサインを見逃さないことが大切です。

〈身体的虐待のサイン〉

- ☐ 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- ☐ 太ももや二の腕の内側、背中などに傷がみられる
- ☐ 回復状態がさまざまに違う傷やあざがある
- ☐ 頭、顔、頭皮などに傷がある
- ☐ お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある
- ☐ 急におびえたり、こわがったりする
- ☐ 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- ☐ 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- ☐ 手をあげると、頭をかばうような格好をする
- ☐ おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
- ☐ 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
- ☐ 医師や保健、福祉の担当者に相談するのをためらう



〈性的虐待のサイン〉

- ☐ 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- ☐ 肛門や性器からの出血、傷がみられる
- ☐ 性器の痛み、かゆみを訴える
- ☐ 急におびえたり、こわがったりする
- ☐ 卑猥な言葉を発するようになる
- ☐ 人目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- ☐ 医師や保健、福祉の担当者に相談するのをためらう
- ☐ 睡眠が不規則になる、夢にうなされる
- ☐ 性器を自分でよくいじるようになる



〈心理的虐待のサイン〉

- ☐ かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる
- ☐ 睡眠が不規則になる、夢にうなされる
- ☐ 身体を萎縮させる
- ☐ おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす
- ☐ 食欲の変化が激しい、摂食障害（過食、拒食）がみられる
- ☐ 自傷行為がみられる
- ☐ 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情が乏しくなる
- ☐ 体重が不自然に増えたり、減ったりする



〈放棄・放任のサイン〉

- ☐ 身体から異臭がする、髪の毛がひどい、爪が伸びて汚い、皮膚に異常がみられる
- ☐ 部屋から異臭がする、部屋がひどく散らかっている
- ☐ ずっと同じ服を着ている、濡れたままの下着を着ている
- ☐ 体重が増えない、お菓子しか食べていない
- ☐ 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- ☐ 病気や怪我をしても家族が受診を拒否する、受診をすすめても行った気配がない
- ☐ 事業所や職場に出てこない
- ☐ 支援者に会いたがらない、話したがらない



〈経済的虐待のサイン〉

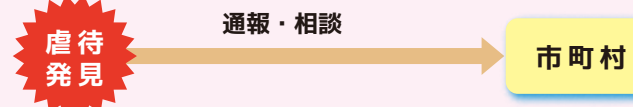
- ☐ 働いて賃金を得ているのに、貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
- ☐ 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- ☐ 年金や賃金はどう管理されているのか本人が知らない
- ☐ サービスの利用料や生活費の支払いができない
- ☐ 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- ☐ 親が本人の年金を管理し、遊びや生活費に使っているように見える



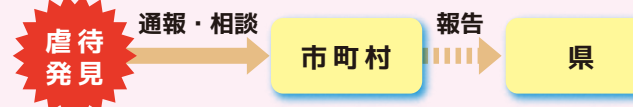
「虐待かもしれない…」と思ったら

すみやかに通報・相談してください

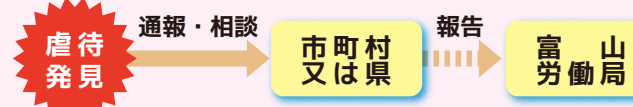
▶ 養護者による虐待



▶ 障害者福祉施設従事者等による虐待



▶ 使用者による虐待



〈通報時の確認事項〉

通報や相談の際には、確認のため、次のようなことをお聞きしますので、答えられる範囲でお答えください。

虐待の状況（程度や経過など）、障害者本人の状況（連絡先や心身の状況など）、家族等の状況、障害福祉サービス等の利用状況 など

〈通報者の情報は守られます！〉

通報・相談をうける職員には守秘義務が課せられており、通報者や届出者を特定する情報は守られます。
匿名の相談であっても受け付けます。

また、通報者が施設や職場の職員である場合、通報等理由にした解雇や不当な取扱いが禁止されています。

虐待の通報・届出を受けてから

障害者の安全を最優先に考えて対応します。
また、障害者虐待においては、障害者だけではなく、虐待を行っている養護者等への支援も行います。

▶ 養護者による虐待の場合

